大阪大学ハラスメント相談室

第24号 令和2年9月

ハラスメント相談室だより

ハラスメント相談室だより第24号をお届けします。

お知らせ

豊中キャンパスハラスメント相談室2の場所が変わります。

豊中キャンパスのハラスメント相談室2の場所が、令和2年9月から現在のキャンパスライフ 健康支援センター東階段2階から全学教育推進機構総合棟 ||4階412号室に変わります。

引き続き専門相談員が親身になって相談に当たりますので、少しでも気になることが あればお立ち寄りください。(相談には予約が必要です。開室時間等、詳しくは大阪大 学HP「ハラスメントの防止等」をご覧ください。)



(新) 豊中キャンパス ハラスメント相談室2

全学教育推進機構 総合棟 || 4階 412号室

電話: 06-6850-6006

※豊中キャンパスハラスメント 相談室1はキャンパスライフ健 康支援センター東階段2階のま まです。

電話:06-6850-5029

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6006

豊中に大内の

便局

キャンパスライフ健康支援センター

箕面地区 072-730-5112

吹田地区 06-6879-7169

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh

基礎工学

情報科学研究不

編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp



コラム 相談員からちょっとひとこと



「正しいこと」の伝え方(パワハラ編)

相談室の主な役割は、相談者の立場で相談者の教育環境や職場環境等を改善するために関係各所と調整をすることです。その過程で相手側から「自分は正しい」との意見を聞くことがあります。パワハラについて確かに話を聞いているといくつかの案件で「正しいこと」を伝えようとしたのだと感じることがあります。何度指摘してもミスを繰り返すとか、指示した通りに物事が進んでいない等です。

しかし、ここには2点ほど問題があるように感じます。ひとつには指示なり指摘なりが相手にきちんと伝わっていたのかということです。「指示したつもり指摘したはず」ではなかったか検証が必要です。

個人的なことで恐縮ですが私の祖母はよく「聞き損ないは言い手の粗相」と言っていました。伝える側は間違って伝わらないように十分気をつけなければならないということだと、恥ずかしながら随分大人になってから気づきました。相手に分かるように伝えられなかったのだから、もし間違いが起こってもそれは伝え手の責任ではないでしょうか。そう思えれば次は文字にして何度でも確かめられるようにするとか、理解しやすい表現方法を採るとか齟齬を生まない伝え方を工夫できるでしょう。

問題の二つ目は指摘の方法の問題です。みんなの前で激しく叱責するとか、立たせたまま何時間も叱るとか、大声を出すとかの伝え方は現在の大阪大学では認められていません。そのように扱われると多くの人が萎縮し深く傷つきます。結果として研究環境や労働環境を大きく損なうことになるからです。

ときどき「私の時代にはもっとひどい扱いを受けたが平気だった」とのご意見を聞きますが、今年6月からは改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)により大企業はきちんとパワハラに取り組むことが義務化されました。(中小企業は22年4月から)世の中のパワハラに対する考え方は大きく被害者の保護へ方向転換しているのです。上に立つ人々は「私の時代」は二度と帰ってこないことを認識しなければならないと考えます。